

平成29年度  
公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

## 目次

1	平成29年度公共事業再評価結果	1
	農林水産部の取り組み	
	林道事業の対応方針について	3
	県土整備部の取り組み	
	海岸事業の対応方針について	5
	下水道事業の対応方針について	6
2	平成29年度公共事業事後評価結果	7
	農林水産部の取り組み	
	県営広域漁港整備事業について	9
	県営水域環境保全創造事業について	10
	県営広域漁場整備事業について	11
	県土整備部の取り組み	
	道路事業について	13
	街路事業について	14

# 1 平成29年度公共事業再評価結果

本年度は、表－1のとおり3事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、3事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

平成29年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表－1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
2	林道事業	鶴ガ坂線	度会町	H20	②	継続	継続
3	海岸高潮対策事業	的矢港海岸	志摩市	S61	③	継続※	継続
4	下水道事業	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町	S51	③	継続	継続

- 再評価理由：
- ①業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
  - ②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
  - ③再評価実施後一定期間が経過している事業
  - ④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

# 農林水産部の取り組み (再評価)

# 林道事業の対応方針について

[農林水産部]

## 1 再評価審査対象事業

林道事業 2番 つるがさかせん  
鶴ガ坂線

## 2 委員会意見

平成29年9月8日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

## 3 林道事業の背景

木材価格の低迷など林業を取り巻く状況が依然として厳しい中、効率的・安定的な木材生産や適切な森林整備の推進に向けては、その基盤となる林道の整備が不可欠であるため、林道事業では、新規林道の開設、既設林道の改良、舗装などに取り組んでいます。

鶴ガ坂線は、度会郡度会町の当津地区と中之郷地区の集落間を連絡する骨格的な林道であり、森林施業の効率化や木材の輸送効率の向上を図ることで、利用区域内の森林資源の有効利用や森林整備を促進することを目的に、整備を進めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

森林資源の有効活用や森林整備の促進による公益的機能の発揮など、林道整備による効果を早期に発現させるため、事業の早期完了を図る必要があります。

### 5-2 課題の解決方針

今後詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について積極的に検討するなど、コスト縮減に努めることで、事業の早期完了を図ります。

# 県土整備部の取り組み (再評価)

# 海岸事業の対応方針について

[県土整備部]

## 1 再評価審査対象事業

海岸事業 3番 海岸高潮対策事業 <sup>まとやこう</sup> 的矢港海岸

## 2 委員会意見

平成29年8月1日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、事業期間が長期にわたり、かつ事業費が増加していることから、地域住民の意向を踏まえて、事業期間の短縮を図りつつ工法の検討を含めたコスト縮減を図るように努められたい。」との答申をいただきました。

## 3 海岸事業の背景

三重県の海岸事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震発生後の津波・高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。

的矢港海岸は、既設護岸の老朽化が著しいことやたびたび高潮等により堤防背後の住宅等に浸水被害が生じていることから護岸整備を実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

的矢港海岸高潮対策事業については、昭和61年度から着手し、すでに30年経過していること、また、事業費についても前回評価時の50.6億円から70.6億円に増加しており、ご指摘のとおり長期かつ事業費が増加した事業となっています。

しかしながら、地元からの要望も強いため、平成43年度の完成目標を少しでも早くできるようコスト縮減に努め事業を推進する必要があると考えています。

### 5-2 課題の解決方針

今後の事業の進め方について、地元自治会等に説明したところ、堤防背後の人家等への影響の少ない現在の整備手法で進めるよう要望されました。

このことから、現工法で事業を進めることとし、発注毎に発生する「台船艀装」の回数をできる限り少なくするため発注規模を適切に設定するなどコスト縮減を図り、少しでも早期完成できるよう予算確保に努め、事業進捗を図っていきます。

# 下水道事業の対応方針について

[県土整備部]

## 1 再評価審査対象事業

下水道事業 4番 ほくせいえんがんりゆういきげすいどうじぎょう 北勢沿岸流域下水道事業 ほくぶしよりにく (北部処理区)

## 2 委員会意見

平成29年9月8日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。

## 3 下水道事業の背景

下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を適切に処理する施設で、伊勢湾などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。

流域下水道事業とは、県が幹線管渠及び処理場を整備し、関連する市町が管渠を整備することで、事業効果が発揮されるものです。

北勢沿岸流域下水道事業(北部処理区)は、対象区域である四日市市北部、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町の3市4町の汚水を処理する流域下水道事業として整備を進めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、関連市町が実施する事業の進捗に合わせ、事業効果が引き続き発揮されるよう、継続して事業を進めていきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

三重県の下水道の整備状況は、全国と比べて低い水準であるため、様々な社会情勢の変化に対応しながら、適確に整備を進める必要があります。

また、施設を適切に維持するため、施設の長寿命化及び耐震化を行っていく必要があります。

### 5-2 課題の解決方針

関連公共下水道の進捗に合わせて幹線管渠の延伸及び浄化センターの増設を推進します。

また、施設の老朽化や発生が危惧される地震に備えて、幹線管渠及び処理場の長寿命化及び耐震化を推進します。



## 2 平成29年度公共事業事後評価結果

本年度は、表-2のとおり5事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、5事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

平成29年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表-2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	県営広域漁港整備事業	三木浦	尾鷲市	H15	H23	了承※	各部の取組のとおり
502	県営水域環境保全創造事業	三重保全地区 英虞湾	志摩市	H15	H24	了承※	
503	県営広域漁場整備事業	三重漁場地区 伊勢湾	木曾岬町、桑名市、 川越町、四日市市、 鈴鹿市、津市、 松阪市、明和町、 伊勢市、鳥羽市、 志摩市	H15	H18	了承※	
504	道路事業	主要地方道 伊勢松阪線	伊勢市	H9	H24	了承	
505	街路事業	都市計画道 秋葉山高向線	伊勢市	H6	H24	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

# 農林水産部の取り組み (事後評価)

# 県営広域漁港整備事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

県営広域漁港整備事業 501番 <sup>みきうら</sup>三木浦

## 2 委員会意見

平成29年9月26日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。また、あわせて「今後、より一層事業効果が発現するよう、担い手の確保等を含めた地域の漁業振興を図りたい。」との意見をいただきました。

## 3 県営広域漁港整備事業の背景

漁港・漁場の整備は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることを目的としています。

三木浦漁港は、台風等の影響を受けにくいことから漁船の避難港となっていますが、荒天時に安全に係留できる岸壁が不足していたため、岸壁等の係留施設整備を実施しました。また、集落内の道路が非常に狭く危険であるとともに、大型車による効率的な輸送も不可能であったため、臨港道路の整備を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

漁業者の減少や高齢化、魚価の低迷、不安定な水産資源量など水産業を取り巻く状況が厳しい中、持続可能な漁業経営のため、より一層事業効果が発現できるよう、担い手の確保等を含めた地域の漁業振興を図る必要があります。

### 4-2 課題の解決方針

災害に強く安全で生産性の高い水産業を実現するため、流通・生産や防災の核となる拠点漁港と周辺の漁港がそれぞれの役割を果たせるよう漁港施設の整備・保全に努めていきます。また、関係市町、漁業協同組合や三重県漁業担い手対策協議会等と連携し、多様な担い手の確保・育成に向けた新規就業者の支援や水福連携の推進、漁村における女性の活躍促進、漁業者の経営力向上に向けた協業化や新技術の導入の促進に取り組み、地域の漁業振興に努めていきます。

# 県営水域環境保全創造事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

県営水域環境保全創造事業 502番 みえほぜんちく 三重保全地区 あごわん 英虞湾

## 2 委員会意見

平成29年9月26日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。また、あわせて「事業において、より広域的な事業効果を測ることも検討されたい。」との意見をいただきました。

## 3 県営水域環境保全創造事業の背景

英虞湾は、湾口部が湾奥部より狭くて浅く、また海岸線が複雑に入り組んでいることから、海水の交換がされにくい海域であり、また周辺地域から生活排水が長年流入し、有機物が海底に汚泥として大量に堆積することで、貧酸素水塊や赤潮の発生を招き、湾内における真珠等の養殖漁業の生産力が低下していました。

このことから、三重保全地区英虞湾において、底質改善による水質浄化と漁場生産力の回復を図るため、貧酸素水塊や赤潮が発生しやすい湾奥部を中心に、堆積汚泥の浚渫（除去）を進め、平成24年度に完了しています。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

浚渫を実施した範囲は、英虞湾で汚泥が堆積している範囲のごく一部であることから、英虞湾の効果的な漁場環境改善に向け、広域的な視点で漁業者等が水質浄化や漁場生産力向上をより実感できる効果を示し、関係者と協働しながら、事業を実施していくことが重要です。

### 4-2 課題の解決方針

英虞湾の漁場環境の変動や養殖漁業の調査・研究に取り組むとともに、事業実施箇所における水質浄化や漁場生産力向上の効果発現についてモニタリング調査に取り組み、その成果をもとに、英虞湾全域における効果的な漁場環境改善に向け、国の補助事業（水産環境整備事業）を活用し、関係者と協働して、事業を実施していきます。

# 県営広域漁場整備事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

県営広域漁場整備事業 503番 みえぎょじょうちく 三重漁場地区 いせわん 伊勢湾

## 2 委員会意見

平成29年9月26日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、503番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。また、あわせて「事業において、より広域的な事業効果を測ることも検討されたい。」との意見をいただきました。

## 3 県営水域環境保全創造事業の背景

伊勢湾沿岸では、昭和60年頃からクルマエビ等について、簡易な構造の囲い網方式などで中間育成されてきましたが、台風などにより施設が損傷を受けやすく、また外敵に狙われる等のリスクが高いことから、種苗の生存率を高め、より放流に適したサイズの確保や放流場所の環境へ順化できる、健全な種苗の大量育成が求められていました。

このことから、三重漁場地区伊勢湾において、魚種に応じた効果的な種苗放流により、漁獲の安定と増大を図るため、放流場所や必要な海水の取水等の諸条件について検討し、鈴鹿市内の白子港、伊勢市内の豊北漁港の2箇所において中間育成施設の整備を進め、平成18年度に完了しています。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

漁業就業者の減少、高齢化が進み、三重県の漁業生産全般が減少しているなか、漁場環境の保全と修復に努めるとともに、広域的な視点で事業効果を測りながら、効率的かつ効果的な種苗育成・放流に係る取組等により、栽培漁業を推進していくことが重要です。

### 4-2 課題の解決方針

漁場環境、生物の生息状況及び漁業実態を踏まえた種苗放流の実施に向け、放流対象種の特性や地域の実態に即した中間育成を進めるとともに、県の海域を越えて回遊する魚種についても効果的な育成・放流に反映させるため、関係する県と共同して、回遊生態等の研究を行うとともに、漁獲管理や放流効果の検証に必要なモニタリング調査に取り組みます。

また、伊勢湾の水質・底質の生息環境の改善に向け、国の補助を受け実施している水産環境整備事業を活用しながら漁場環境・生息域の再生に向けた基盤整備を実施していきます。

# 県土整備部の取り組み (事後評価)

## 道路事業について

### 1 事後評価審査対象事業

道路事業504番 主要地方道 いせまつさか伊勢松阪線

### 2 委員会意見

平成29年10月24日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

### 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。

主要地方道伊勢松阪線は、東西の幹線である国道23号と県道鳥羽松阪線を結ぶ伊勢市街を南北に縦断する路線であり、鉄道交差の立体化により慢性的な渋滞を解消し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害時の輸送機能強化を目的に整備を行い、平成24年度に完了しています。

### 4 事業への対応方針

#### 4-1 事業の課題

アンケート調査により、バイパスを横断する歩行者等の安全性確保、通行する自動車の走行速度の上昇や合流する国道への案内表示について不満を感じていることが判明しました。

#### 4-2 課題解決の方針

今後同様の整備を行う際には、関係機関と歩行者等の安全性確保について協議を行うとともに、通行車両への案内表示やスピード抑制を促す対策を検討するなど、必要な対策を講じるよう計画していきます。

# 街路事業について

## 1 事後評価審査対象事業

街路事業505番 都市計画道路 あきばやまたかぶく 秋葉山高向線

## 2 委員会意見

平成29年10月24日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

## 3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

都市計画道路秋葉山高向線は、東西の幹線である国道23号と県道鳥羽松阪線を結ぶ伊勢市街を南北に縦断する路線であり、鉄道交差の立体化により慢性的な渋滞を解消し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害時の輸送機能強化を目的に整備を行い、平成24年度に完了しています。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

アンケート調査により、バイパスを横断する歩行者等の安全性確保、通行する自動車の走行速度の上昇や合流する国道への案内表示について不満を感じていることが判明しました。

### 4-2 課題解決の方針

今後同様の整備を行う際には、関係機関と歩行者等の安全性確保について協議を行うとともに、通行車両への案内表示やスピード抑制を促す対策を検討するなど、必要な対策を講じるよう計画していきます。